

いしかわ外国人材確保・定着促進研究会設置要綱

(目的)

第1条 いしかわ外国人材確保・定着促進研究会（以下「研究会」という。）は、石川県内の外国人労働者の受入及び定着を図るため、県内事業者及び業界団体等が外国人労働者受入にかかる知識やノウハウの取得、会員間の情報交換等を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 研究会は以下の構成員により構成するものとする。

- 一 会長
 - 二 事務局
 - 三 会員
 - 四 オブザーバー
- 2 会長は、石川県商工労働部労働企画課長をもって充てる。
- 3 事務局は、石川県商工労働部労働企画課に置くものとする。
- 4 前条の事務は、石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）に委託するものとする。
- 5 会員は、下記いずれかに該当するものとする。
- 一 自社で外国人労働者の採用を希望し、定着支援に意欲的に取り組む事業者（予定含む。）
 - 二 所属する企業における外国人労働者の確保及び定着を促進したい業界団体等
- 6 事務局が推薦し、会長の承認を得た事業者もしくは個人を、オブザーバーとして招聘することができる。

(活動内容)

第3条 研究会は、予算の範囲内で、以下の活動を行う。

- 一 特定の国の人材の特長や送出機関の情報等を発信するセミナーの開催
- 二 外国人材と県内企業との交流会の開催
- 三 石川県で就労を希望する外国人材の情報提供
- 四 その他研究会の目的に資する活動

(会員資格)

第4条 研究会に入会できるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 石川県内に事務所を有する事業者もしくは団体であること。
- 二 人材の斡旋、派遣、採用・定着等にかかるコンサルティング、外国送出機関等との仲介、海外機関・企業等との国際交流事業、日本への入国後の生活・就労支援等を主たる業とする事業者または団体でないこと。（業については、有償無償を問わない）
- 三 外国人材の採用意思があり、受入後の各種支援についても意欲的であること。
- 四 過去5年間、労働基準関係法令及び出入国管理法令において、重大な違反を行っていないこと。

ないこと。

五 国税及び地方税を滞納していないこと。

六 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っていないこと。

七 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う事業者もしくは団体でないこと。

八 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者もしくは団体でないこと。

九 公序良俗に反する事業を行う事業者もしくは団体でないこと。

十 その他、研究会の信頼を損なうおそれのない事業者もしくは団体であること。

（会員の責務）

第5条 会員は第3条に掲げる活動に参加するよう努めなければならない。

（入会手続き）

第6条 研究会に入会を希望するもの（以下「申請者」という。）は、入会申込書（別記様式第1号）を事務局あてに提出するものとする。

2 事務局は、入会の承認を行うため、受領した入会申込書を、前条に規定する会員資格に照らし審査を行うものとする。

3 事務局は、入会の審査を行うにあたり、申請者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（入会の不承認）

第7条 事務局は、申請者が第4条に規定する会員資格に該当しないと判断した場合、もしくは前条第3項に規定する申請者から必要な資料の提出がない場合、入会申込みを不承認とすることができる。

2 前項に規定する入会申込みの不承認を行った場合、事務局は、入会申込書の提出日から1ヵ月以内に、入会不承認通知書（別記様式第2号）を申請者あてに通知するものとする。

3 入会申込みの不承認は、行政処分には該当せず、不服申立ての対象とはならない。

（会員の期間）

第8条 会員の期間は、第2条第2項の入会の承認が行われた日から開始するものとし、退会の申出もしくは退会命令がない限り継続するものとする。

（会費）

第9条 研究会の入会費及び年会費は無料とする。

（会員名簿）

第10条 事務局は、会員情報をまとめた会員名簿を作成することとする。

2 前条に規定する会員名簿に記載された情報の更新を行うため、事務局は、必要に応じて、会員に情報の確認を行うことができる。

(退会手続き)

第11条 会員は、第4条に規定する会員資格を満たさなくなった場合、もしくは研究会を退会しようとするときは、退会申出書(別記様式第3号)を事務局あて提出するものとする。

(禁止行為)

第12条 会員は次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 外国人材に対し、人権侵害を行うこと。
- 二 他の会員に対して自社の営利を目的とする勧誘や迷惑行為を行うこと。
- 三 研究会内で共有された非公開情報を事務局に無断で開示すること。
- 四 その他、会長及び事務局が不適切と認める行為を行うこと。

(退会命令)

第13条 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員に退会を命じることができる。

- 一 前条に規定する禁止行為を行った場合
 - 二 第3条に掲げる活動に長期間参加しない場合であって、今後の参加も見込まれない場合
- 2 前条の場合、退会命令書(別記様式第4号)を会員あてに通知するものとする。
- 3 退会命令は、研究会の秩序維持及び目的達成のために必要な措置であり、行政処分には該当せず、不服申立ての対象とはならない。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月14日から施行する。